



島根県報

平成24年 7月13日 (金)

号外 第 106 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県行政組織規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課)	2

【人委規則】

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則		3
--	--	---

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第77号）

1 規則の概要

- (1) 島根県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定の整理（第71条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第78号）

1 規則の概要

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う引用する条項及び様式の整理（第3条・様式第3号・様式第4号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第77号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第71条第1項の表法令によるものの部島根県障害者施策推進協議会の項中「島根県障害者施策推進協議会」を「島根県障がい者施策審議会」に、「第34条第2項」を「第36条第1項」に改め、同部島根県障害者介護給付費等不服審査会の項中「第98条第1項」を「第97条第1項」に改め、「介護給付費等」の次に「又は地域相談支援給付費等に係る処分及び児童福祉法第56条の5の5第1項の規定による障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第78号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（昭和48年島根県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表第3号左欄中「、第6条第1号」を削り、同表第4号左欄中「、第6条第2号」を削る。

様式第3号及び様式第4号中

「

適用地区等	離島振興対策実施地域	半島振興対策実施地域
	特定農山村地域	中心市街地
	過疎地域	原子力発電施設等立地地域
	企業立地促進法の同意集積区域	

」

を

「

適用地区等	離島振興対策実施地域	半島振興対策実施地域
	特定農山村地域	過疎地域
	原子力発電施設等立地地域	企業立地促進法の同意集積区域

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

人 事 委 員 会 規 則

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7 月13日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第21号

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則（平成24年島根県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項を次のように改める。

特例条例第2条第2項第1号の人事委員会規則で定めるものは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所1号機から4号機までの原子炉建屋とする。

- 2 特例条例第2条第2項第2号の人事委員会規則で定めるものは、配管等の設備が故障し、又は損傷したことに伴い、漏えいした放射性物質による放射線の被ばくの危険が生じている現場において行う確認の作業とする。

第2条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「第2条第2項第2号」を「第2条第2項第4号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項を削り、同条第9項を同条第4項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。